

# 防犯カメラの設置及び運用 に関するガイドライン

## 1. ガイドラインについて

### (1) はじめに

本市では、これまで高槻警察署管内防犯協議会や地域安全センター等の団体を中心に子どもの見守り活動や青色防犯パトロール活動等の地域に根ざした防犯活動を実施し、地域の安全を守ってきました。

しかし近年、下校中などの子どもの連れ去り事件が全国で発生しており、本市においても、子どもや女性を狙った犯罪が発生しているところです。特に、平成27年には寝屋川市内で子どもの尊い命が失われ、本市内に遺棄されるという悲惨な事件が発生し、保護者をはじめ市民の不安感が高まっています。

このような状況を背景に、本市では、平成28年度から通学路に設置した防犯カメラの運用を開始するとともに、自治会等への防犯カメラ補助制度を設ける等、人の目に加え機械の目を防犯対策に積極的に取り入れることで、“安全で安心して暮らすことのできるまち”のさらなる充実を図っています。

### (2) 策定の目的

防犯カメラは、犯罪発生時の捜査に役立つだけでなく、犯罪の抑止効果がある一方で、使い方次第では個人のプライバシーを侵害するなどの危険があることから、設置にあたっては、その有用性を活かしつつも、個人のプライバシーの保護に十分配慮した適切な管理運用を行う必要があります。

そこで、防犯カメラを設置される自治会等の皆様に、防犯カメラの適切な管理運用の参考としていただくため、本ガイドラインを策定しました。

### (3) 定義

このガイドラインにおいて、以下の用語の意義は、次に記載する内容のとおりとします。

#### ア 防犯カメラ

犯罪の発生を抑止するために特定の場所に継続的に設置され、公共の場所を撮影する映像撮影装置で、本体又はそれに付属する機器に録画機能を有するものをいいます。

#### イ 記録データ

防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人を識別できるものをいいます。

## 2. 防犯カメラの設置について

### (1) 地域における同意

自治会等は、防犯カメラの設置に関して総会等を開催し、必ず地域の総意で決定しましょう。また、撮影の範囲となる撮影対象区域の住民から、事前に同意を得ましょう。

## (2) 設置場所・台数等

### ア 設置場所

設置場所については、必ず高槻警察署の助言を受けたくて選定しましょう。また、プライバシーに配慮し、住宅内部などの私的空間が映らないような措置を講じるなど、撮影範囲を必要最小限にしましょう。

### イ 設置台数

設置台数は、犯罪発生を抑止し、市民の安全・安心を確保する目的を達成するための必要最小限の台数としましょう。

### ウ 防犯カメラ設置の表示

犯罪を抑止する効果を高めるため、防犯カメラの設置を示す看板を取り付けて、その存在を明らかにしましょう。また、看板には設置者名（自治会名等）を記載しましょう。

## 3. 防犯カメラの運用について

### (1) 管理責任者の指定

ア 防犯カメラの適切な管理運用を図るため、必ず管理責任者を定めましょう。

イ 管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講じなければなりません。

### (2) 管理運営規程の策定

管理責任者によって適切な管理を行うため、防犯カメラの運用に関する取り決めに明らかにした管理運営規程を定め、その内容について自治会内で同意を得たくて、住民への周知を徹底しましょう。

策定にあたっては、別添の「防犯カメラ管理運営規程（例）」を参考にしてください。

### (3) 記録データの取扱いについて

#### ア 記録データの取扱い

防犯カメラ及び関連機器の操作、記録データの取扱い等については、管理責任者以外の者による取扱いを禁止する、または、取扱担当者を指定する等、定められた人物以外は取扱わないようにし、取扱う際は厳重に注意しましょう。

また、取扱担当者を指定した場合は、管理運営規程に取扱担当者名を記載し、管理責任者の許可なく機器の操作及び記録データを取扱うことができないよう取り決めておく必要があります。

#### イ 記録データの保存期間

記録データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間としましょう。長くても1ヶ月以内に必要な保存期間を定め、 unnecessary 記録データの保存はやめましょう。

また、記録データは撮影時の状態のまま保存し、加工や複製はしないようにしましょう。

## エ 記録データの厳重な保管

記録データを保存するための記録媒体（CD、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）については、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難防止のため、施錠できる設備の中で厳重に保管し、外部への持出しができないよう十分に注意しましょう。

また、インターネットの回線等により記録データの送受信を行う場合は、IDやパスワードを設定し、定期的に変更する等、記録データの流出防止に努めましょう。特に、初期設定のままの状態ですべて置いておくことは危険です。購入したらすぐにIDやパスワードを変更するようにしましょう。

## オ 記録データの処分

個人情報の漏えいを防ぐため、必要がなくなった記録媒体は、粉碎するなど再生不可能な状態にして速やかに処分しましょう。

### （4）秘密の保持

管理責任者をはじめ記録データを取り扱った者は、そこから知り得た情報を決して他人に漏らしはなりません。

### （5）記録データの利用制限

防犯カメラの記録データについては、次の場合以外は、利用又は提供を行わないようにしましょう。

#### ア 法令等に基づく場合

#### イ 捜査機関又は裁判所から照会があった場合

#### ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ない場合

#### エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

なお、記録データの提供を行った場合は、「提供日時」「提供先」「提供した記録データの内容」「提供理由」等を記録し、適正に運用しましょう。

### （6）苦情処理

防犯カメラの設置等に関する苦情については、管理責任者等によって誠実かつ迅速に対応しましょう。

#### 《問い合わせ先》

高槻市危機管理本部危機管理室

〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL:072-674-7314

## 〇〇〇自治会防犯カメラ管理運営規程（例）

## 1 目的

この規程は、街頭犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的として、〇〇〇自治会が設置する防犯カメラについて、個人情報の保護に努める等、適正な管理及び運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この規程において、以下の用語の意義は、次に記載する内容のとおりとする。

## (1) 防犯カメラ

犯罪の発生を抑止するために特定の場所に継続的に設置され、公共の場所を撮影する映像撮影装置で、本体又はそれに付属する機器に録画機能を有するものをいう。

## (2) 記録データ

防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人を識別できるものをいう。

## 3 防犯カメラの概要

〇〇〇自治会が設置する防犯カメラの機能、設置箇所、録画時間等は、別表1及び別添平面図のとおりとする。また、防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者〇〇〇自治会」を記載した看板を設置するものとする。

## 4 管理責任者

(1) 防犯カメラの適正な管理を図るため、別表2のとおり防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者という。」）を置く。

(2) 管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

## 5 記録データの管理

管理責任者は、記録データについて、次に定めるところにより管理するものとする。

(1) 管理責任者以外の者による防犯カメラの操作及び記録データの取扱いを禁止する。ただし、管理責任者が必要であると判断する場合には、それらを行う取扱担当者を指定することができる。その場合、取扱担当者は別表2のとおりとする。

(2) 記録データを取り扱う者は、そこから知り得た情報を決して他人に漏らしてはならない。

(3) 記録データの不必要な複写や加工、保管場所からの持出しは行わない。

(4) 記録データは必ず施錠した場所に保管し、盗難及び散逸の防止に努める。

(5) インターネットの回線等により記録データの送受信を行う場合は、初期設定のIDやパスワードを変更したうえで新たに設定し、その後も定期的に変更することで、記録データの流出を防止する。

(6) 記録データの保存期間は、原則として〇日以内とする。保管期間を経過した後は上書きする等、速やかに記録データを消去し、復元不可能にする。

(7) 記録データを廃棄する場合は、記録媒体の粉碎等の処理を確実に行う等、個人情報の流出を防ぐ措置を講じる。

## 6 記録データの利用制限

(1) 管理責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、記録データの利用又は提供を行ってはならない。

ア 法令等に基づく場合

イ 捜査機関又は裁判所から照会があった場合

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 記録データを利用又は提供した場合、別表3の記録簿に記録するものとする。

## 7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、適切な措置を講じなければならない。

## 8 その他

防犯カメラの管理及び運用に関するその他必要な事項は、〇〇〇自治会に諮り、決定するものとする。

## 附 則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

<別表1>

番号	設置場所（住所）	設置場所の所有者	台数	機種等
1	高槻市〇〇町〇-〇-〇	〇〇市	〇台	〇〇社製 型番：〇〇 データ抽出方法：無線LAN

<別表2>

管理責任者	取扱担当者
〇〇〇〇	△△△△

&lt;別表3&gt;

区 分		1. 利 用 / 2. 提 供	
利用又は提供する日時		令和 年 月 日 ( )	
利用又は提供するデータ	カメラ番号 (複数の場合は全て記載する)		
	記録日時	①	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで
		②	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで
		③	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで
		④	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで
	その他特記事項		
利用者又は提供先	機関・所属名		
	職・氏名		
	連絡先	電話： ( )	
理 由	1 法令等に基づく場合 2 捜査機関又は裁判所から照会があった場合 3 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合 4 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合		
備 考			
記録簿への記入者 (氏名)			